

令和4年度

まちづくり懇談会実施結果報告書

(桜地区)

宇都宮市総合政策部広報広聴課

<p>令和4年度 第4回 まちづくり懇談会《桜地区》実施結果報告書</p>
---

この実施結果報告書は、まちづくり懇談会《桜地区》における発言の要旨をまとめたものです。

- 1 開催日時 令和4年10月7日（金）※書面開催
- 2 開催場所 桜地域コミュニティセンター
- 3 参加者数 5人（市出席者除く）
- 4 市出席者 市長，西市民活動センター副所長，広報広聴課長
- 5 書面開催
  - (1) 市長あいさつ
  - (2) 回答書 手渡し
  - (3) 地域代表挨拶
  - (4) 地域との意見交換

## 6 地域からの意見

### (1) 地域代表意見

No.	テ ー マ	所 管 課
1	作新学院周辺の道路環境整備について	技術監理課 道路保全課 道路建設課
2	L R Tの駅西側延伸について	L R T企画課
3	市と地域との協力による地域づくりについて	みんなでまちづくり課

### (2) 自由討議

No.	要 望	所 管 課
1	雨水による通学道路の水たまりの解消工事について	道路保全課
2	鶴田川フェンス工事について	道路保全課 河川課
3	市道上のハンプ設置について	技術監理課

## ■地域代表意見 1

テーマ	作新学院周辺の道路環境整備について
-----	-------------------

作新学院東側を南北に通る通称「作新前通り」は、鹿沼街道バイパス以南がインター通りまでつながって非常に便利になりましたが、一方で車の通行量が大幅に増加しています。

そのための弊害も起こっていますので、次の3点について要望いたします。

1. 車の通行量の増加に伴って作新前通りの両方向ともしばしば渋滞が発生しており、近隣住民は日常の用を足すための車の出入りにも困っています。関係機関とともに、この渋滞が少しでも解消するような方策をご検討願います。

2. この道路は、作新学院をはじめとする周辺高校に通う生徒たちの通学路であり、特に登下校時には自転車、歩行者とも通行量の多い道路ですが、自転車、歩行者用の通路幅が狭く、また、自転車用通路の傾斜があったり舗装の補修が必要な箇所もあり、危険な状態です。これらの点について何らかの対策を講じてくださるよう要望いたします。

3. 前回の懇談会においても要望しましたが、作新前通りと旧鹿沼街道との交差点北西角の危険箇所の改修が進んでいません。車両の通行量の増加に伴って、その危険性は更に高まっています。何がネックとなって進まないのか、また今後の見通しはどうか、お伺いいたします。

回答	所管課：技術監理課，道路保全課，道路建設課
----	-----------------------

日頃より、桜地区の皆様には、交通安全の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

市道20号線 道路愛称「作新前通り」につきましては、新里街道からJR鶴田駅を結ぶ都市計画道路「鶴田宝木線」の一部を担い、多くの学校が集積する文教地区を縦断し、地域住民の生活を支える路線であるとともに、宇都宮環状道路と桜通りを補完する南北の移動を支える主要な幹線道路であり、近年、鹿沼街道以南の道路が開通したところです。

また、「作新前通り」は、都市計画道路として、車道2車線で、概ね整備が完了し、道路沿線の両側には、学校や住宅等が立ち並び、車道を拡幅することが難しい中、徒歩や自転車などの通学者のほか、送迎等を含めた自動車の通行量も多いことから、自転車専用通行帯の整備を行い、道路の安全性を確保してきたところです。

そのような中、渋滞緩和に向けた右折レーンの延伸などの交差点改良につきましては、県が工事に取り組んでいる作新前通りの東側に平行する桜通りの4車線化の完成による南北の交通ネットワークの強化に伴い、周辺の交通状況の変化を見据え、地域の皆様の御意見を伺うとともに、警察とも情報共有を行い

ながら調査・検討してまいります。

次に、作新前通りの舗装等の対策につきましては、現在、当該路線におきまして、水道管の老朽化に伴う更新工事を実施しており、水道工事で掘削した地盤が安定する期間を設ける必要がありますことから、舗装の修繕工事につきましては、令和5年度から実施してまいります。

自転車道の傾斜の解消や歩道の修繕につきましても、舗装の修繕工事に併せて、傾斜のない排水構造物に改修するとともに、歩道の舗装工事や車道と歩道を分離する縁石の交換も実施していく予定です。

舗装工事が完了するまでの間は、引き続き、道路パトロールを実施し、自転車道等において危険な箇所を発見した際は、適宜、修繕するなど自転車や歩行者の安全な通行を確保してまいります。

次に、作新前通りと旧鹿沼街道の交差点につきましては、作新前通りと旧鹿沼街道との交差点北西角には隅切りがなく、これまで、自動車の巻き込み事故防止、歩行者・自転車の安全確保を図るために、ラバーポールの設置による安全対策を行ってきたところです。

このような中、交差点北西角における歩行者・自転車の更なる安全確保のため、平成29年度から隅切り整備の検討を開始し、令和元年度より交差点北西角の関係者への継続的な事業説明や県との調整等を行ってまいりました。地域の皆様にはご不便をおかけしているところではありますが、概ね、整備についての理解を得ております。

残りの作業につきまして、準備が整い次第、用地の測量等を行い、交差点隅切り部の用地取得などの道路整備を進めてまいります。

今後とも、市民の皆様が安心して安全に道路を利用できるよう、地域の皆様の御意見を伺いながら整備に取り組んでまいります。

## ■地域代表意見2

テーマ	LRTの駅西側延伸について
-----	---------------

予定より若干の遅れはあるようですが、来年中には駅東側のLRTが開通するようです。そうすると、いよいよ次は駅から西側への延伸が現実味を帯びてきますが、当地域は、エリア内をLRTが東西を貫通することになり、街の景観、地域住民の移動や生活環境など様々な場面で大きな影響が出てきます。

そこで、地域住民の関心の高い次の諸点について現時点でのお考えをお伺いいたします。

1. 駅西側への延伸は、いつごろの実現をイメージしているのか。
2. 桜通り十文字以西はどこまで伸びるのか。
3. 現在の歩道の構造（街路樹・植込み）は、LRTが通る時にはどうなるか。

4. 桜地域のトランジットセンターは、どこにどんな構造でできるのか。

また、地域への影響が非常に大きい事業なので、節目ごとの地域への丁寧な情報提供と意見交換や地域の要望を聴く場の設置をお願いいたします。

<b>回 答</b>	<b>所管課：L R T 企画課</b>
------------	----------------------

L R T につきましては、スーパースマートシティの実現に向け、その土台となる「ネットワーク型コンパクトシティ」(N C C) の形成を支える総合的な公共交通ネットワークの要として必要不可欠な都市の装置でありますことから、「今を生きる市民・未来を生きる市民が豊かで幸せに生活できるまち」の実現に向け、多くの皆様の御協力をいただきながら、その整備に取り組んでいるところです。

御意見をいただきました、1点目の駅西側への延伸時期及び2点目の桜通り十文字以西の区間につきましては、本市東部の地域拠点・産業拠点であるゆいの杜と西部の地域拠点である城山地区や観光拠点の中核である大谷観光地付近までの東西の拠点を繋ぐ公共交通の基軸を構築することが必要になることから、大谷観光地付近までをL R T の検討区間としたところです。また、検討区間のうち、より安心して通勤・通学できる環境整備による利便性の向上等が期待でき、かつ、既存道路を活用した折り返し運行施設の確保が可能な区間として、「J R 宇都宮駅東口停留場～宝木町1丁目・駒生1丁目付近(教育会館付近)(延長約5 k m)」を整備区間としたところです。今後のスケジュールにつきましては、関係機関との協議・調整を迅速に進め、令和6年(2024年)内に軌道事業の特許申請、令和8年(2026年)内に工事着手、2030年代前半の開業を目指しております。

3点目の歩道の構造につきましては、「歩行者、自転車又は自動車」と「L R T 車両」の双方からの見通しの確保や、レール敷設後の自動車や自転車、歩行者が安全に通行できる道路空間を確保してまいりたいと考えており、今後、関係機関と協議を行いながら、具体的な検討を行ってまいります。

4点目の桜地域のL R T とバスや自転車等の交通結節点につきましては、多様な交通手段を円滑に乗り継ぎ・乗り換えできるよう、市内の各方面から、現在のバス路線が集中する桜通り十文字付近を想定し、交通結節点の機能の検討を行っているところであり、今後、駅西側L R T の検討を進める中でバス事業者などの関係機関と協議・調整を行った上で、示してまいります。

L R T につきましては、公共交通と一体となったまちづくりの基軸となるものであり、市民生活に新しい変化をもたらす事業でありますことから、地域の皆様とともに進めていくことが重要であると考えており、今後とも、積極的な情報発信に取り組むとともに、地域の皆様をはじめ、沿線関係団体の皆様との意見交換を行い、皆様の御協力をいただきたいと思いますと考えております。

### ■地域代表意見 3

テーマ	市と地域との協力による地域づくりについて
-----	----------------------

当地域においては、平成29年3月に「桜地域ビジョン～ふれあう桜 かがやく桜 すみよい桜～」を策定しました。現在、「住み良い地域づくりは、まず人と人のつながりがあってこそ」をモットーに、桜小学校の協力を得て行っている「笑顔であいさつ運動」や「玄関先に一鉢の花を」と呼びかけている「花いっぱい運動」などを展開しています。また、当地域では、年7回の鶴田川の清掃活動、毎月の幹線道路の歩道クリーン活動や毎回50名以上が参加、かつ参加者が増えている年2回の「桜クリーンデー」など地域独自の活動も多くの参加者によって行われています。

これらの活動については、西市民活動センターをはじめ市の様々なセクションの支援、協力をいただきながら行っていますが、桜の地域がさらに住みよい地域となるよう、次のことについての市の一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

○地域活動の基礎となる自治会の加入者を増やす方策を地域と一緒に考えて欲しい。また、地域活動への参加者が増えるような方策についても知恵を貸していただきたい。

○市が持っている市内外の様々な地域活動の情報を積極的に提供し、アドバイスをいただきたい。それを、地域の実情に応じてアレンジしながら生かしていければ、と思います。

回答	所管課：みんなでまちづくり課
----	----------------

桜地区の皆さまには、地域の将来の姿を描いた桜地域ビジョンの実現に向け、運転者・歩行者の視野を広げ事故防止を図る「歩道のクリーン活動」や、不法投棄防止パトロールである「桜クリーンデー」など、コロナの状況下におきましても地域が一丸となって、地域独自の活動に取り組んでいただき大変感謝申し上げます。

自治会は、地域に住む人々が協力し合い、親睦と交流を通じて連帯感の醸成を図る地域コミュニティを支える基盤であり、本市のまちづくりのかけがえのないパートナーとして、防犯・防災や環境美化など、安全で安心な地域づくりのための重要な役割を担っていただいていると認識しております。

こうした中、本市の自治会加入率は集合住宅における未加入者や退会する高齢者の増加などにより、近年、緩やかな減少傾向にあり、地域におきましては、「住民同士のつながりの希薄化」や「役員等の担い手不足」など、喫緊の課題に直面しており、将来にわたって地域コミュニティを維持していくためには、自治会自らが行う課題解決に向けた取組に対する支援が必要であると考えてお

ります。

こうしたことから、御意見をいただきました、自治会への加入者を増やす方策につきましては、本市では、自治会主体の魅力ある自治会づくりの取組を支援するため、「魅力ある自治会づくり支援事業補助金」を交付しており、この事業に取り組んだ自治会の中には、集合住宅等の未加入者を対象とした「自治会に関するアンケート調査」を行い、そこから得られた「自治会が何をしているか分からない」などの声を反映し、自治会が行う防犯・防災、環境美化などの活動の紹介や、自治会長の顔写真が入ったパンフレットを作成するとともに、加入促進に地域一丸となって取り組むため、自治会役員自らがポスティングや戸別訪問を行うことにより、若者世帯の新規加入につながったほか、地域住民が、高齢者の退会防止に向け、高齢者が抱える困り事や悩み事への相談支援を行い、一人暮らしの高齢者から、「困ったときに助けてくれるので安心できる」との声をいただくなど、各自治会が創意工夫しながら、自治会加入に向けて取り組んでいただいております。

また、地域活動への参加者を増やす方策につきましては、本市では、まちづくり活動団体と活動者をつなぐ「まちづくり活動応援事業」を実施しており、自治会が行っている「防犯パトロール」や「花いっぱい活動」、「自治会一斉清掃」などの活動を本事業に登録し、スマートフォンやホームページを活用して広く活動者を募集したことにより、若者世代が参加するなど、新たな参加者の創出につながっております。

今後とも、地域に身近な西市民活動センターが、「魅力ある自治会づくり支援事業補助金」や「まちづくり活動応援事業」を利用して取り組んだ好事例をはじめ、様々な地域活動の情報を提供しながら、地域とともに考え、桜地区の実情に応じた効果的な取組となるよう、地域に寄り添った支援を行ってまいります。

## ■自由討議

発言 1	雨水による通学道路の水たまりの解消工事について
------	-------------------------

西一の沢町14番地区と15番地区の間を通る道路、作新前通りから中華ハウス「味門(みかど)」脇に入るT字路、14番地内の渡辺宅と吉澤宅の間の小川に架かっている橋が、道が一番低いところとなり、道路から流れる雨水がたまり、雨が止んだ後でも大きな水たまりが残って長靴でなければ歩けない状態でした。

この水たまりの解消を市道路保全課に3年前にお願いしましたが、道路保全課のお話では、この道路が市道でなく私道のため、整備に時間を要するとのことでした。

その後も住民の苦情があり放置できませんでしたので、工事をできる人をや

っと探して橋の両側に穴を開けるなど、緊急避難的な対応をこれまで数回実施してきましたが、根本的な解決には至りませんでした。

この道路は通学路にもなっており、近隣住民の皆さんが大変困っていることから、早急な対応をしていただきたいと、まちづくり懇談会の自由意見として市にお願いしようとしていたところ、7月に道路の水溜まりの解消工事を実施していただけることになりました。

解消工事を実施して頂いたことに関しましては、市に大変感謝申し上げます。

今回の要望については、私道のため整備に時間がかかるとのことでしたが、工事実施に至った経緯について、説明していただけないでしょうか。

<b>回 答</b>	<b>所管課：道路保全課</b>
------------	------------------

日頃より、桜地区の皆様には、道路事業について御協力いただき感謝申し上げます。

私道の維持管理につきましては、その土地の所有者において行うこととなっておりますが、複数の住宅等が隣接し利用される公共性の高い私道につきましては、修繕要望書と併せて、私道及び隣接地の所有者の承諾書を御提出していただき、現地を確認した上で、順次、修繕等を行っているところです。

当該道路につきましては、当地区の自治会より、令和3年6月18日に修繕要望書と工事の承諾書を御提出していただき、令和3年7月から現地調査及び水たまりの解消に向けた対策として要望されている浸透柵設置のほか、舗装高の調整による水路への排水など、様々な対策を検討してきたところであり、令和4年4月に再度、現場測量などの現地調査を行った結果、水たまり箇所周辺の舗装の高さを見直し、既存水路へ雨水を排水することが、最も効果が高い対策であることが判明したことから、工事発注を進めるとともに、7月上旬に地区の自治会と私道の所有者及び隣接者に対して工事内容を説明した上で、7月下旬に工事に着手し、完了したところです。

今後とも、市民の皆様が安心して道路を利用できるよう、地域の皆様の御理解・御協力をいただきながら、早急な対応に取り組んでまいります。

<b>発 言 2</b>	<b>鶴田川フェンス工事について</b>
--------------	----------------------

鶴田川沿い道路のフェンス設置について、前回のまちづくり懇談会の際要望をしたところ、市においてフェンスのかさ上げ工事に取り掛かっていただき、まだ途中ですが、自転車で通る際の安全性が格段に高まりました。感謝を申し上げます。

ただし、フェンスが高くなったため、鶴田川の清掃活動の際の出入りに支障が出るようになりました。つきましては、残りの部分の工事を進めるに当たっ

ては、事前に地元にご相談していただき、その意向も反映されますようよろしく  
お願いいたします。

<b>回 答</b>	<b>所管課：道路保全課，河川課</b>
------------	----------------------

桜地区の皆様には、日頃より地域の交通安全や河川愛護活動に御尽力いただき  
感謝申し上げます。

市道1721号線における転落防止柵の工事につきましては、平成29年度  
のまちづくり懇談会におきまして、御要望をいただき、工事の開始にあたりま  
しては地域の皆様と事前協議を行い、歩行者や自転車など、通行者の安全確保  
のため道路から高さが約1.1メートルかさ上げになるフェンス設置工事を着実  
に進めているところであり、フェンス未設置の残りの区間につきましても、同  
様に順次転落防止柵を設置してまいります。

今後は、鶴田川の清掃活動のための出入りにつきまして、フェンス工事を進  
めていくにあたり地元の御意見を伺いながら、安全性に配慮した設置箇所等  
について検討を進めてまいります。

<b>発 言 3</b>	<b>市道上のハンプ設置について</b>
--------------	----------------------

4月29日23時半頃、桜2丁目・清住3丁目・小幡2丁目に接する交差点  
で乗用車がカーブを曲がり切れず、建物に突っ込む単独事故があった。

交通量は少ないがスピードを出す車が多く（法定速度20km）、また、当道路  
は幼稚園に面しており、通学路でもあり危険である。スピードが出せないよう  
にハンプの設置をお願いしたい。

<b>回 答</b>	<b>所管課：技術監理課</b>
------------	------------------

市内道路における交通安全対策につきましては、市民の安全を確保するため、  
交通状況や事故の発生状況、学校や地域、栃木県警察等と連携した通学路合同  
点検の結果など、幅広い視点からの検討を進めております。

御指摘の路線におきましては、栃木県警察により、最高速度時速20kmを  
示す速度規制の路面標示が設置されているほか、事故が発生した交差点には、  
道路の幅員が狭くなる東進方向に、ドライバーが視認できるよう、本市が反射  
板を設置するなどの安全対策を行ってきたところです。

今後につきましては、まず、地域の皆様や栃木県警察との協議の上、交差点  
の進入時にドライバーへの注意を促す路面標示や標識を設置するなど、現状の  
道路空間内における対策を実施してまいります。

更なる事故防止に向けた抜け道利用や走行速度の抑制対策につきましては、車両の通行部分の幅員を狭くする狭さくや、舗装の色や素材により立体的に見せるイメージハンプ、車道に凸部(とつぶ)を設けるハンプなどの対策が有効であると認識しておりますが、その一方で、車道に凸部を設ける場合に、車両が通行する際の騒音や振動、再加速音が発生しやすくなるなど、課題もありますことから、路面標示等の効果を注視しながら、引き続き、地域の皆様の御意見を伺いつつ、ハンプ設置も含め、地域の実情に合った交通安全対策を実施できるよう、検討を進めてまいります。